

第3回国語分科会漢字小委員会・議事録

平成17年11月29日(月)

午前 10 時 ～ 12 時

古河総合ビル6階 F2会議室

〔出席者〕

(委員) 阿刀田分科会長, 前田主査, 林副主査, 阿辻, 甲斐, 金武, 小池, 杉戸, 松岡, 松村各委員 (計10名)

(文部科学省・文化庁) 平林国語課長, 氏原主任国語調査官ほか関係官

〔配布資料〕

- 1 第2回国語分科会漢字小委員会・議事録(案)
- 2 漢字小委員会における論点の整理-2
- 3 JISの漢字表について

〔参考資料〕

- これまでの漢字政策について
- 漢字字体関係参考資料集「JIS情報交換用漢字符号(第一分冊)」(平成8年)
- 漢字字体関係参考資料集「JIS情報交換用漢字符号(第二分冊)」(平成9年)

〔経過概要〕

- 1 事務局から, 配布資料の確認があった。
- 2 前回の議事録(案)を確認した。
- 3 事務局から, 配布資料2及び3についての説明があった。このうち, 配布資料3の説明は, 漢字字体関係参考資料集「JIS情報交換用漢字符号(第一分冊)」を用いて行われた。説明に対する質疑応答の後, 配布資料2に基づいて意見交換を行った。
- 4 次回の漢字小委員会は, 12月16日(金)の午前10時から12時まで, 本日より同じ「古河総合ビル6階F2会議室」で開催することが確認された。
- 5 質疑応答及び意見交換における各委員の意見は次のとおりである。

○前田主査

それでは, 前回の議事録を確認したいと思います。事前にお送りしてありますので, 既にお読みいただいたかと思います。大きな問題がなければ, この案をお認めいただきたいと思いますが, 何かございましょうか。

○阿辻委員

3ページの一番上の○の私の発言の最後, 「大きな出張」, 「小さな出張」の読み方を尋ねているところです。この議事録では, 氏原主任国語調査官のお答えとして「おおしゅっちょう」, 「こしゅっちょう」と読むそうですとありますが, この部分は, その後, お調べになった結果を入れていらっしゃるということですか。

確定した読み方ということで受け止めていいのでしょうか。「おおでばり」とか読むのではなくて, 「おおしゅっちょう」, 「こしゅっちょう」と読むということで…。

○氏原主任国語調査官

読み方を確認しているかどうかということであれば、その後は確認しておりません。前回の小委員会で、関係者から「おおしゅっちょう」「こしゅっちょう」というお答えがあったので、議事録には、「…と読むそうです。」という伝聞の形にして、その時のありのままの形で記述してあります。

○阿辻委員

はい、分かりました。

○前田主査

これは専門用語みたいな使い方ですかね。

○氏原主任国語調査官

はい。要するに業界用語なんだろうと思います。

○前田主査

議事録の件は以上で、お認めいただいたことにいたします。次に、配布資料の御説明につきまして、御質問がありましたら、お願いしたいと思います。

○阿辻委員

議論の枝葉にわたるのは不本意なので、簡単に教えていただきたいんですが、「資料3」の1の第1次規格の L_2 (A)、 L_2 (B)の上位728字、この「728」というのは何らかの分析の結果、導かれた数字なんですか。

○氏原主任国語調査官

その辺りのところは、当時いろいろとクラスター分析だとか、統計的な処理をやって分析しています。ですが、「728」という細かい数字までに絶対的な意味があったのかどうかということまでは分かりません。

○阿辻委員

データ処理の結果、これが浮かんできたと…。

○氏原主任国語調査官

はい。実際に世の中でかなり使われているということで、この辺りのところまでは、第1水準に入れた方がいいだろうということで判断されたようです。

○阿辻委員

結果的には、この「728」という数字は、かなり重要な働きをするということになるわけですね。

○氏原主任国語調査官

はい。第1水準に入ったということは大きかったと思います。

○前田主査

J I S 漢字のことは非常に分かりにくくて、何回聞いても分からないところが残るんですが、重要なところは第1水準と第2水準とで基準がかなり違うということでしょう

か。特に、第2水準の扱いは、私どもとして見ればちょっと疑問があるような感じがいたします。

それから、第1次規格、第2次規格、第3次規格と変わってきている。その変わってきている理由はそれなりにあるわけでしょうけれども、それを実際に私どもの考えている漢字と合わせてみると、それらをどう扱ったらいいのかというところが非常に問題があるように思うんですね。こういうふうにして決められたものが広く普及して使われていて、並行して、例えば私どもから見れば字体の異なるようなものが恣意的に出てくるように見えるんですね。その辺りのところが私どもとしてみれば、JIS規格に対する不信と言いますか、少なくとも現状では問題があるのではないかと思うわけです。

JIS規格自体は、一つの法則のようなもの、基準のようなもの、標準と言った方がいいのでしょうか、そういうものを出そうとしているのではなくて、便宜的なもの、便宜的に情報を通じ合うために必要なものとして考えられたのだと思うんです。ところが、私どもはある意味では、一定の標準とすべきものはどういうものかということで考えていかなければいけないので、そのところにちょっと意図の違いがあるのではないかという感じがするんです。

しかし、そういうふうにして決められたものが、實際上、私どもの漢字使用をかなり左右している。字体についてはここで挙げられている形は基準ではない、それには違う字体も含まれているわけですね。しかし、挙げられた形は印刷しますとある形で出てくるわけです。それが、私どもの目に付くところに、私どもの意図している字体の標準ということと違って来るんですね。

そういう点で、ここで細かにJISの漢字について議論をしていこうとすると、この審議会で決定を出していく場合には幾ら時間があっても足りない。むしろ大きく見て、私どもの立場で考えていくということだと思うのですが、いかがなものでしょうか。

○阿辻委員

一つの議論のたたき台という形で発言させていただくんですが、人名用漢字を昨年考えたときに、第1水準はかなり大きな働きをいたしました。あの段階で、人名に使えなかった漢字で第1水準に入っているものは、ほとんど平易であるとされました。常用平易の「平易」というふるいを通ったものだけが、そこに入ったわけですね。それをいろいろ考えていまして、女偏に、つくりの方は土曜日の「土」を二つ、「圭」という字があります。女偏に圭という、「娃」がありまして、それがこの間の人名用漢字に追加されています。「娃」というのは、中国語では赤ちゃんという意味で使いますし、それを二つ重ねて「さかな」を付けたら（娃娃魚）、サンショウウオということなんですが、そういう文字があつた追加の中に入っている。

それがどういういきさつで入ってきたかということをとどつていきますと、第1水準に入っているから、人名用漢字として追加されたということなんです。実際に赤ちゃんの名前に使いたいという要望があるわけでもないし、そもそも音で何と読むかということも非常に難しい。「アイ」だったか「ワイ」だったか、そういう読みなんですが、訓読みとなるともっと難しい。

では、なぜそれが第1水準に入っているかというと、私は北海道大学の池田証寿先生から教えていただいたんですが、鹿児島県の大隅半島の方に「穎娃町」という町があるそうです。「穎」は片仮名の「ヒ」を書いて「禾」を書いて、「頁」を書く「穎」で、その次に女偏に土二つの「娃」の「穎娃町」がある。配布資料3では、L(B)にその文字が入るから、それは第1水準に浮かんできています。結果的には、行政というレベルでそれを電算処理していくときに、「穎娃町」、今は合併で地名は変わっているかもしれませんが、その「穎娃町」に使われていて、電算処理をしていく段階

で外すわけにいかないから、無条件に第1水準には入ってくるわけです。

我々は、第1水準に入っている文字を1個ずつ検討していく余裕は、今、前田主査がおっしゃったように、時間的にはかなり厳しいと思うんです。無条件に入っているからということで、「顯娃町」の「娃」を今回の、例えば膨らませていくというときの資料として、そこも何の吟味もせずに入れていくというのはちょっといびつなことになるのではないかという気がするんですね。特に、A群、B群のものについては、少なくともBだけにある234字（L₂（B））とか、Aだけにある234字（L₂（A））はちょっと吟味する必要があるのではないかという気がするんですね。

飽くまで議論のたたき台として一例を挙げさせていただきました。

○甲斐委員

J I Sでなくて、その前のところですよ。配布資料2の「漢字小委員会における論点の整理-2」のところで、私は前回に日本新聞協会のヒアリングをお願いしたんですが、整理されているものを見ると、(4)の「手書きの重要性」のところに位置付けられている。これは、一番下のところで点線でも引いてくださるといいんですけども、日本新聞協会からのヒアリングというのは手書きとは関係ないものという意味で…。また、入れるとしたら、「(1)総合的な漢字政策の在り方にかかわること」の「1)総合的な漢字政策の基本的な考え方」辺りに位置付けていただけると有り難いと思っている。

○氏原主任国語調査官

(4)は「手書きの重要性にかかわること、その他」ということで、ヒアリングの件は「その他」という位置付けで、ここに入れさせていただいているものです。

○甲斐委員

分かりました。

○林副主査

今のJ I S漢字の話題については、私どもがどの範囲まで意見を言ったりすることが適切なのか。あるいは、私どもが何かここで提言ができたとして、これを決めてきた主務大臣は経済産業大臣だそうですが、こちらの方にどういうふうな具体的な影響があるのか。つまり、何をどこまで言う意味があるのだろうかという辺りを、もうちょっとサジェスションしていただけると議論しやすいと思うんですけども、その点はどうなんでしょうか。

○氏原主任国語調査官

現実的には、今、人名用漢字は法務省で担当していますし、J I Sの漢字は経済産業省で担当しています。そういう枠組み自体を変えていくことは難しいと思うんですね。ただ、この議論が始まっている前提としまして、前期の国語分科会報告が出ているわけです。今、前田主査からも御指摘がありましたように、情報機器が普及したことによってJ I Sの漢字は、我々の言語生活に大きな意味を持っています。ですから、漢字政策を考えていくときには、大きな意味を持っているJ I Sの漢字を外して考えるわけにはいかないだろうというのが前提になっています。

総合的な漢字政策を考えていくときには、少なくとも人名用漢字とJ I Sの漢字と、それから国語施策としての常用漢字、この三つをトータルとして見て、そこでどういう理念あるいはどういう観点から、今後の日本の漢字を考えていく必要があるのか、元々そういうところから、今回の議論が出発しているわけですね。お尋ねのことで言えば、

J I Sの漢字についてここで議論して、それによってJ I Sが変わっていくかどうかということは、はっきり言ってこの段階では分かりません。

ここでは、話の土俵としてJ I S漢字を取り上げていますが、これをどう扱っていくのかというのは、やはりここで議論されるべきことだと思うんです。その結果として、J I Sが変わっていくかどうかは別として議論していく、あるいは前期の議論でも非常に話題になりましたけれども、人名用漢字が決まっていく過程で、国語分科会が何かかかわることができなかったのかというようなことを引き続き議論していく。ですから、これまでの枠組みを変えないということを前提に、今後、J I Sの漢字表が、5年ごとに見直しされていきますので、例えば、そういうときに国語分科会がかかわれるのか、かかわれないのか。あるいは、人名用漢字についても、今後どうするのかというようなことについて議論していくことになるのだと思うんです。

ということで、J I S漢字にしても、人名用漢字にしても、日本の漢字政策を考えていく上では、どうしても土俵として考えざるを得ない分野である、という位置付けにさせていただいて、これら3者を統括するような「漢字に関する基本的な考え方」が出せるのかどうかということではないでしょうか。

○林副主査

分かりました。

○前田主査

私自身も、前のことでもう忘れていたんですが、調査対象漢字表自体に、先ほどお話があったように問題があるわけで、特にこれから固有名詞についても取り上げていくとすれば、人名用漢字と地名漢字は固有名詞の重要な部分ですね。それはこういうふうな形で調査表として、例えば、日本生命の調査とかいうようなものが選ばれて、それがJ I S漢字の一覧に反映して、更に今度は法務省の人名用漢字に反映していく。だから、そもそもの根拠が必ずしも十分に理解されていないかもしれないという心配がある。それがキャッチボールのような形で、今度は法務省の方でこうなったから、常用漢字がそれに影響されるという形になってきますと、やっぱり問題が出てくるわけですね。

こちらの審議会としては、最初に「大原則」という話がありましたけれども、大原則というのはどこにあるのか、その上で小原則の部分で個別の字の問題も含めてどう扱うのかというふうに考えていく、大所高所と言いますか、そういう立場が求められているのが私どもの委員会かなというような感じがするんです。

○甲斐委員

今の御意見には、私も賛成です。「参考資料」の2枚目の右側に図が三つ入っておりまして、漢字集合全体があつて、その中にJ I S漢字があつて、更に常用漢字がある。この一番小さい常用漢字(1945字)をどう考えていくかというのが、我々の主たる目的だと思うんですけれども、今、お話が出ているように、J I S漢字が既にパソコン等に搭載されているということがある。一番下には「表外漢字字体表」というのがあつて、これが印刷標準字体をどう定めるかということで、印刷標準字体としてはこうあるべきだということが表として出ている。これが人名用漢字のときにかなり大きな効力を発揮したんですね。印刷標準字体を示している「表外漢字字体表」というのがあるじゃないかということが随分言われたわけです。

そうすると、常用漢字を考えていくときに、我々は一方では、J I S漢字をにらみ、もう一方では「表外漢字字体表」を見ながらやっていかなければいけない。先ほど阿辻委員がおっしゃった女偏に土二つの「娃」ですか、そういうような漢字が本当にいいの

か悪いかのを議論するためには、先ほどの37種でしたかね、そのような非常に数多い精密なデータが出ているわけです。この前の「表外漢字字体表」の場合には、医学用語辞典とか、富山県の歴史辞典とかいうのが強く出ているからというので、特別な地名にウエイトがかかるような表でした。

だから、我々は常用漢字の改定を考えていくためには、37種かどうか分からないけれども、できるだけ信頼できて、これ以上は望めないぐらいの資料を扱いたいと思うんですね。女偏に土二つの「娃」のようなものが、そういうところでは、どういうところに位置付くのかというような形で考えていくしかないのではないかな。そういうことで、データが必要だなと思っております。

○杉戸委員

今の御発言、それから、阿辻委員の御発言に関係して二つ申し上げます。

一つは、配布資料3の「1 第1次規格」の数式の中の、 $L_2(B)$ 、つまり地名・人名の中だけにある「234文字」についての御指摘だったんですけども、この文字は第1水準に入っているものですから、そう特殊なものではないと思うんです。そういった文字一つ一つについての情報がかつてより、つまり常用漢字あるいはJISが昭和53年に制定された当時よりは増えていると思います。

具体的に言えば、戸籍とか住民基本台帳の使用文字、符合を電子的に扱うための政府の大きな動きがあって、そのために漢字データの整備が進んできています。それに国立国語研究所も参画してしまっていて、そちらの方で得られた情報が、例えば、先ほどの「顔娃町」の女偏に土二つという「娃」の文字としての素性のようなもの、あるいは、その背景のようなものが確かめられる手掛かりになる情報が増えている。そういう時代に我々の審議が進み始めたということだと思うんですね。そちらの関係の情報、これは戸籍とか住基台帳ですから、個人の情報に直接かわるもので、扱いは慎重にしなければなりませんし、関係のいろいろな方面の了解を得て、こういうところで扱える資料として提出するということは、国立国語研究所が関係している範囲のものとして、ある範囲が可能であろうかと、先ほどのお話を伺いながら思っておりました。

それからもう一つは、資料2の先ほど甲斐委員が御指摘になった上の項目、「(3) 常用漢字表の見直しにかかわること」の「(3) 必要な漢字調査について」です。最初の氏原主任国語調査官の御説明の中で、今回、前回の議論を踏まえて、アンダーラインのところを追加したということがありました。「特に、語の単位でどのように表記されているかの調査」という、これについてです。

ちょっと予告編のようなことになりますが、国立国語研究所は雑誌90種の調査を40年以上前にやっていて、これが最初の調査ですが、延べ語数で44万語ぐらいの規模のものでした。それだけがずっとあった時代、これに代わる、その都度その都度の情報が欲しいということを絶えず言われてきました。それにほぼ当たるもので、平成6年ですが、この時の雑誌70種で200万文字を選ぶという調査が行われました。選んだ結果、70数万語が対象にできたわけですが、その規模の文字と語彙の調査が終わりまして、その分析が目下進行中です。

単漢字というか文字単位の集計と、語単位の集計も進めまして、先ほど直接の担当者に確かめましたら、明日、明後日にこの審議会にお示しできる二つの資料が印刷物の形で準備できるということでもあります。ここにありますように、「語の単位」でどのように表記されているかということも含まれています。ただ、これはサンプリング調査ですから、常用漢字表の中の文字でも出てこない文字があって、それはたまたま引っかけなかったということでもあります。

そういったいろいろな制約はありますけれども、かつての雑誌90種調査と比較できる

ような、38年間の時間の間隔をおいた変化も追えるデータですが、今日の資料2のアンダーラインに当たるものとして、そういったものをお出しすることができるようになると思うので、前田主査、事務局とも御相談して、しかるべきタイミングをお示しいただいて、こちらに提出したいと思います。

○前田主査

もう既に本論の方に入っているわけですがけれども、今日お願いしたいのは配布資料2の「漢字小委員会における論点の整理-2」を中心に検討をすることです。本日も前回に引き続きまして自由な意見交換を行いたいということで、これにつきましては、既にこれにかかわる御意見が出ておりましたけれども、そののところからもう一度やっていきたいと思います。

○阿辻委員

最初に質問させていただいたのは、JISの第1水準をどう使うかというようなことではありません。現在の我々の議論の中ではこれは一種の字種表、文字の種類を集めた文字表にすぎないわけですね。ただ、現実問題として、機械で簡単に打ち出せるという特徴があって、圧倒的に普及しているという、非常に重要な字種表であるということから考えて、たまたま一例を女辺に土二つ、「頼娃町」の「娃」という字に内在する問題がありますよということを言及したわけです。

今、杉戸委員がおっしゃった汎用電子情報交換環境整備委員会でしたっけ、要するに日本の総理府などが使う文字のデータベースが作られている途中です。それを使えば、例えばL₂(B)というのは割と簡単に属性が出てくるわけです。字種表は字種表であるとして、それ以外にいろいろな字種表が想定されるでしょうから、ワン・オブ・ゼムとして考えるときに、JISの第1水準であるからとのみにするのではなくて、更にそこには一歩進んだ吟味が必要なのではないかと思います。幾つかの字種表を定めていく、あるいは、それに対する調査を行っていくということが、何よりも重要な進捗のワン・ステップになるのではないかという含みで、先ほど申し上げたということです。

○林副主査

JIS漢字について、私どものような立場からの位置付けはどういうことになるのかということで申し上げたいと思います。JIS漢字というのは印刷屋さんの活字のようなものだ、そういう例えで申しますと、印刷屋さんの活字にはありとあらゆるものがそろっていればいいかということ、どうもこの場合は、そうはいかないと思うんですね。JIS漢字として認められておりますと、使おうと思えば使えてしまうわけですから、おのずからそこには常用漢字のような制限とはまた違う、もっと緩やかな大きな制限が掛かってくるし、また、その必要があるだろうと思います。現に、先ほどの御説明を伺いますと、どういうふうに第1水準なら第1水準の漢字を絞るかというふうなことで、苦心されてきたわけです。

ただ、私どものこれからやろうとしていることとの関係で言うと、おのずからJISにも文字の制限が生ずるといたしまして、では第1水準、第2水準、つまりどういう方針によってどういう基準を立てて漢字を制限してきたかということ、そのところで具体はあるんですけども、方針というか考え方が余りはっきりしない。ここでは第2次資料を使っているんですね。ですから、この表はどこかで、どなたかが作ったものです。実際の資料を調査したり分析したりして出てきた結果ではなくて、第2次資料を恐らくありとあらゆるものを集めてやっている。

冊子の117ページ辺りで「28以上」とかという基準、「重み」ですね、この「重み28

以上」というのは、第2次資料を調査した上での頻度ですね。ですから、実際に使っているものから集めてきた頻度とは少し性質が違ってきている。これから常用漢字を見直していくにしても、どういう思想で、例えば国民が普通に使うことができる、あるいは使うのが適当だと思われる文字や使い方を制限していくのか。それを含むところのもっと大きな緩やかな制限はどういう思想や方針に基づいて決めていったらいいのか。確かに常用漢字とは違いますが、そこには相当程度の無駄と言いますか、制限から言うと緩やかなところから発生する一種のリダンダンシー (redundancy: 余剰性) があっていいと思うんですけども、JISの漢字として制限をする思想や方針というものはもう少し明確になっていないと、私どもがこれからやろうとしていることとの相関性、全体としての文字政策の中での位置付けというのははっきりしなくなるのではないかと。

その辺りについてもう少し我々としても検討して、具体的な提言をしながら、JISそのものの将来の改善、改良に役立ててもらおうということを考えるというのは、大きな課題ではないかと思います。

○前田主査

先ほどから資料に基づいての検討が必要だ、そして、新しい資料についての御意見も出てきたわけですが、具体的には、JIS漢字表ですと、例えば日本生命の調査というのが非常に重要な位置を占めているわけですね。これに代わるような新しい調査はあるのかどうか。それは行政の場合もそうですし、ここで扱われているポイントとなる資料について検討することが必要であれば、新しい資料を求めていくことも必要かと思えますね。この辺りの情報を私は全く知らないんですけども。

○阿辻委員

資料を用意することの前段階としまして、例えば、人名用漢字だったら「常用にして平易」という原則があって、善かれあしかれ「常用にして平易」という原則に基づいて議論が進められるわけですね。今日の配布資料2の「(1) 総合的な漢字政策の在り方にかかわること」で、例えば人名用漢字であれば「常用にして平易」であるという原則があれば、それに基づく資料は用意できるわけですね。そのコアと言いますか、何を調べる資料なのか、その原則からまず決めていかない限り、どんな資料が必要かというのは、その後に出てくるのではないかという気がするんです。

○甲斐委員

資料2の(1)の1)の最初の○ですが、我々が今考えようとしている新しい常用漢字の場合に、「情報機器の普及を前提とした「漢字政策」を構築していくために必要な考え方や観点を」とあるんですけども、「情報機器の普及」を前提とするということは、本当にこれがいいのかどうかということが私は分からないのです。

というのは、三つ目の○に義務教育における「漢字学習の在り方」というのがある、これは非常に分かるんです。中学校では教育漢字1006字の書くことの学習をしている。したがって、高等学校の入学試験には1006字の書き方は出せるわけです。常用漢字の大体は読めるというのが中学校の目標なんです。大学入試のときには常用漢字の読み書きは出せるんです。そうすると、情報機器の普及を前提とした漢字政策ということで、読めるだけで良いと言うと、高等学校では書けなくていいんですねということになる。憂鬱の「鬱」というのを書けなくても読めたら良い。そうすると、どういうふうに読めるかというときに、国立国語研究所に横山詔一さんという優れた研究者がいる。彼は、「鬱」という漢字ですと、それに砂をパラパラと垂らして、どこまで「うつ」と読めるかというようなことを実験している、そうすると少々分からない部分があっても読める

わけです。つまり、これが自動車のナンバープレートの漢字表記なんですね。「夜目遠目」ということで、どうすれば、正確に遠くから区別できるかということがある。ナンバープレートの愛媛県の「媛」という漢字などは正にそれなんです。

そういうような形を高等学校で勧めるのか。というのは、高校のすべての国語の授業で、「はい、パソコンを用意してください。」、それに基づいて国語の授業を展開するなんていうのは、しばらく考えられないんですね。そうすると「情報機器の普及を前提とした」というのは、日本国民の何割を一体我々は考えようとしているのかというと、やっぱりエリートではないか。全国民ということを考えてもうちょっと足を地に着けた発想が要るのではないかということも思うんです。

そういうことで、今の阿辻委員の発言に便乗して申すんですけども、どういうように漢字を選定していくと良いのかということですね。読めればいいんだ、書けなくてもいいんだという、そこをもうちょっと、基本的なところから考えていかないといけないのではないかと思います。

○前田主査

○のところの「情報機器の普及を前提とした」、この「情報機器の普及」がきっかけとなって問題が出てきているわけです。そこに配慮せざるを得ないという状況は確かにありますよね。しかし、甲斐委員のお話ですと、それを前提として国語政策に結び付けると、ちょっと気になるというような御意見ですね。

○林副主査

今、甲斐委員がおっしゃった「情報機器の普及を前提とした「漢字政策」」というのは、もっと広い意味で考えていくといいのではないかと思います。例えば、手書きの問題はこの前から議論になっていますし、今日の論点にもあるんですが、情報機器が発達して、ちょっと前はタイプライター、今やワープロがどんどん使われている。その中で手書きというのはどういう意味を持つだろうかと思うんです。文字の習得の面からはもちろん大事なんですけれども、例えば、個人の方の筆跡というのは、私たちの言語生活の中でどういう意味を持つだろうかと思うんですね。

言葉を伝えるための手段としては、音声と文字があるわけですが、音声に関して言うと、肉声に当たるようなものが筆跡であって、例えば、母親からの手紙を見たときに、お母さんの筆跡に我々は感じるところが非常に多いわけですね。お母さんが東京に出てきている子供のことを思いやって、まだワープロも使えないお母さんから手書きの手紙が来たとします。やっぱりそれはワープロで書いてあるものとは違う、親の気持ち、温かみを感じるというようなことが現にあるわけですね。そういう面が情報機器の普及の中でどうあるべきなのか。

それからもう一つ、「美しさ」という点から見ますと、一般論としては、文字というのは使いやすく美しいのがいいんです。そういう方向に変化してきていると思うんですけども、「美しさ」には二つの面があると思います。一つは規範美と言いますか、規範的な美しさ、整った美しさ、もう一つは個性美です。個性美というのは、必ずしも整っていないけれどもその人らしいと分かるということです。これはだれが書いたものを、だれが見るかによっても違うと思うんですね。お父さんの金釘流は、ほかの人が見れば下手くそな文字だと見えるかもしれないけれども、子供が見れば、お父さんの懐かしい字だということもある。「美しさ」というのは個人が感じるものですから、個人が感ずる美しさからいうと、その二面がある。

もし手書きというものがどんどん廃れていくと、文字の持っている、感性に訴えてくるようなものが非常に希薄になっていく。そういうふうなことで、つまり手で書くことが

大事だということも併せて、情報機器の普及を前提とした施策というものを考えていかなければいけないし、これからの提言の中には、そういうものを強く訴えていく必要があると思います。

一方では、現にワープロのようなものが使われますから、そういうときの漢字の制限はどういうふうにしていったらいいのかということがある。特に大きい問題は、書けないけれども使える漢字、ワープロなんかで字が出てきちゃうわけです。今までは書ける漢字、読める漢字という二つで考えることができたんですけども、もう一つは、書けないけれども使える漢字というのはどういうふうな位置付けで、我々のこれから考えようとする施策でどういう具体的な方向性を見いだせていけるのか、そこの辺りも非常に大きい問題だと思うんですね。手書きの重要さというものを我々はしっかりとした見識を持って打ち出していく。それから、現にワープロなどを使うわけですから、それを使うことによって生じてくる具体的な問題を考えていく、この二つが非常に大きいと思うんです。

○甲斐委員

前期の国語分科会の時から出ていることで、「情報機器の普及」ということは二つの意味があるんですね。一つは、書けなくても読める漢字という取り方ができないが。そうすると、常用漢字が今約2,000だけれども、3,000ないし4,000に増やすことができるのではないかと、そういう発想が一方にある。もう一つは、書けなくてもよいわけですから、略体の漢字をやめて康熙字典体に戻したらどうか。とりわけ「表外漢字字体表」という印刷標準字体でいう新しい提案が出ている。そうすると、略体を含めた常用漢字体をやめたらどうだということ。こういう二つの動きが情報機器の普及を前提とした漢字政策というところにあるような感じがあるんですね。

その二つを念頭において先ほどの発言をして、そこのところが2,000を4,000あるいは3,000に増やすことが本当に良いのか、字種をどう考えると良いのか、ここら辺りをもうちよっと検討したいということを申したのでした。

○阿辻委員

重層的な構造というのは考えられないかと思うんですね。中国のものでは常用字表という2,500の漢字から成るものがあって、その次に「次」という字を書く、次常用字表が1,000字だかあるんです。そういうふうに、第1表、第2表というような形で、内部の構造を分けておくことしか、「教育・学習という面」と「社会的なコミュニケーション・ツールとしての文字表記」ということとの両方を満足させることができないのではないかと。一つの出来上がった形で、両方をカバーするのはちょっと厳しいのではないかなという気がするんですね。

もちろん、甲斐委員がおっしゃるように、現実問題として、教育と学習という非常に大きな問題がありますし、それと、今、当面している情報機器の発達による文字、字種が増えているという問題と、どちらも同じような比重を与えて考えていくしか、我々のやり方はないのではないかと思うんです。まだまだ先の議論でしょうけれども、何本か立ての重層的な構造というのを盛り込んでいけば、幾つかの方面の答えが出てくるのではないかという気持ちが私にはあります。

○松岡委員

今、子供であって、将来成人していく人たち、私たち自身も含めて、これからどういう言語生活をイメージするかということだと思っただけです。そうすると、私自身も、情報機器を使って原稿を書き、同時に手書きもしているわけです。情報機器を使いこなすた

めにも手書きの素養というか、手書きで文字を習得することは大事なんだと、その方針で行くということで、今の阿辻委員の重層的にという御意見に基本的に賛成します。

この前、手書きは重要なんだという仮説に立って答申なり何なりを出すべきではないかという意見を申し上げたんですけれども、その後、偶然に世界各国の教育を紹介する番組をテレビで見たんですね。その中で香港の小学生の現状を紹介していました。今の日本の小学生よりももっとパソコンを駆使した教育がなされているのではないかというような映像だったんです、一人一台という感じで。それでも手書きが大事だというテレビ番組があるんですよ。それが「執筆写字」というタイトルの番組なんです。ちょっとこの辺を調べていただくと、同じ漢字を共有しているほかの国で、どういう取組をしているかという、すごくいい参考になるのではないかと思います。

面白いのは、文字を手で書くというだけではなくて、文字を書くためにはまず姿勢が大事ですとあって、カンフーと一緒に教育しているんです。その姿勢が、例えば、頭頂をどこにとかというように、その時は、漢文の読み下し文のようなナレーションが入りました。そういう姿勢の点からやっていくんですね。それは身体で漢字を覚える、その方がきちんと身に付くという哲学というか、信念というか、そういうことでやっているらしいんです。「あつ、これだ。」というふうに私は思いまして、正に「執筆写字」の姿勢で学校教育をやっていく、そうすれば同時にパソコンの駆使にも必ずつながるのではないかと思います。

それから、今日の資料2では、学校教育と義務教育というふうに二つに分けて書いていらっしゃるんですが、これは、必ずしも義務教育ではなくて、学校教育全般、高校に入っても通用するということで、義務教育よりは学校教育という姿勢で考えていった方がいいのではないかと思います。

○金武委員

この「情報機器の普及を前提とした」という言葉は、手書きを軽視するという意味ではなくて、現在の常用漢字表ができた時代は情報機器の普及はまだなかった、つまり、手書きの時代に作られた常用漢字表であるということです。現在は情報機器というものが、例えば若者で言えば携帯電話のメールも情報機器の一つですから、そういうことを考えると圧倒的に「打つ」ということで漢字を書き表す時代になっていると思います。したがって、常用漢字の見直しについては、それを前提としたということでもいいのではないかと思います。

そして、読めるけれども書けないという漢字が、当然その中間として出てくるというのは、これから常用漢字をどうするかというときには、候補に挙げられるものであると思います。ただし、パソコンで出てくる字、例えばJISの第1水準程度のものをすべて常用漢字に含めるというのは、私は賛成しません。

新聞でも、実際に常用漢字以外の文字がどうしても必要だということが出てきますので、そういう各新聞社のデータを頻度順に見てみますと、JISの第1水準のすべてがどんどん高頻度で出てくることはあり得ないんです。新聞社で使う範囲の漢字は、今の常用漢字にプラスすることのせいぜい多くて100字ぐらいではないかと思います。そういう点で考えると、書けるだけではなくて読めるものも含めても、データの的にはそんなに増えなくてもいいのではないかと考えております。

それから、教育面においては、常用漢字を増やした場合に、それを義務教育もしくは学校教育でできるだけ習得することが望ましいということになると思います。そういう点から考えても、常用漢字の字数を余り増やすとそれが難しくなる。ただし、現在でも常用漢字の中から義務教育で教えるのは教育漢字として枠をはめておりますので、二重構造的なものと言いますか、常用漢字の中に教育漢字はそれより少ない数で入る。それ

から、阿辻委員がおっしゃったように、さらに一般社会では認められる常用漢字という形で、今の二重構造を三重構造にすることは可能ではないかと思っています。

○松村委員

資料2の「(3) 常用漢字の見直しにかかわること」というところの2)にあるように、「学校教育との関係」と「一般の言語生活というレベルで」と二つの書き方をしているんですけれども、二重構造で考えていかなければ、今の学校教育の中での漢字学習は成り立たなくなるのではないかと思っています。

この小委員会の出発の時点から、情報機器の普及によって書けないけれども読めるという漢字、あるいは、書けないけれども文章として書いていく中で使っていける漢字、それが今とても増えている、そういう現状の中で常用漢字を増やす方向でというような基本的な考え方が何となくあったのかなと思っています。そういう中で、学校教育の中ではそのレベルを一般の言語生活のレベルに合わせていくと、どうしてもそぐわなくなる場面が出てくる。この辺りのことについて、私は意見をきちっと申し上げたいというところがありました。

それから、先ほどの手書きの話ですけれども、手書きの効用、特に松岡委員がおっしゃったようなことは、どちらかと言うと国語教育の中の書写教育にかかわってくる部分があるのかなと思いながら聞いていました。とにかく文字を書くのは心を使って姿勢を正してというようなことは、今の書写教育の中でも重視して行われていますけれども、時間的な制約もあってなかなか行き届かないということがあろうかと思っています。

前回の議論でも、手書きのトレーニングなしでは将来漢字の識別ができないのではないとか、手書きの重要性について、この委員会できちんと提言をしていこうというような御意見があったんですけれども、手書きがそんなに重要なものであるならば、我々の言語生活の中にどれだけ入り込んでいるのかというところで、私自身もずっと考えてきたんです。本当に卑近な例を申し上げますと、学校で通知表を出していますよね。あの通知表もほとんどどこの学校でも、ある部分はパソコンで処理されています。

その中で唯一残っていたと言うか、残っているのが、教員から子供や保護者に対して言葉を掛けていく「所見欄」というものです。これについては、「気持ちを通じさせるのは」と先ほどから皆さんがおっしゃっていた内容で、私は手書きということをやっと主張していたんです。しかし、ある時余りに字が汚いので、私の方から何回か注意したことがあったんです。そうしましたら、「手書きで書くよりもワープロで書いた方が、保護者にだって喜ばれるに違いない。」という意見が出ました。そんなことをいろいろなところで話していたら、どこの学校も似たりよったりで、今は「所見欄」もワープロ可というふうに変えています。保護者から苦情の一つや二つは来るのかなと思ったら、今のところ皆無なんですね。

そういうふうに大人が文字を書くということについても効率の面から、それから、読む方の立場からの読みやすさから、ある場合には信用という面からも、今のワープロの文字が認められているということはどうもなにかざるを得ないのかなと思うんです。その中で、手書きの文字の大切さを訴えていくとしたら、大人の社会がそういう方向に動いている中で、やれるのは学校教育の部分が担うしかないのではないかと思っています。

実際に、授業中に黒板の文字を写したり、何かを書いたりするのに、パソコンを持ち込む生徒はおりません。そんなことは認められていませんから、手書きをしています。でも、一步外に出て、何かレポートを書いてこいというときに、「ただし、手書きで」ということを付け加えなければ、夏休みのレポートなんかはワープロで書いてくる子供もいる時代なんです。そういう中で、手書きの効用をこの委員会で打ち出すとしたら、義務教育とは言いませんけれども、学校教育の中でどういうふう到手書きを普及させて

いくかというか、徹底させていくかということとは、ここで論じることではないんだろうけれども、そのベースとして、ある程度の考え方はこの委員会でも持っていなければならないのではないかなと思います。

○小池委員

ちょっとまとまらない発言になるかもしれませんが、話題になっている「情報機器の普及を前提とした」という言葉の受け止め方、解釈は慎重にする必要があると思うんですね。情報機器は現実には普及しちゃっているんですけども、情報機器との向き合い方というところまで考えると、余り考えられていないのではないかなと思うんですね。私の経験から言っても、情報機器を使いこなすためには、冒頭、「哲学」なんていう言葉もありましたけれども、端的に言うと自分というのが確立していないと、結局、情報機器に取り込まれてしまうと言いましょか、本当の意味で使いこなせないと思うんです。

そういう考え方と言うと、松岡委員がおっしゃったような香港の例でしたけれども、特に教育の段階で漢字という世界に関して自分を作り上げていくというのは、情報機器の中で自由自在に打ち出せるのが自分というのではなくて、自分の身体を使って漢字を書き出せるというところにしっかりと基軸を定めて、自分作りというのを漢字の世界でもやっていってもらおうということでしょう。それが情報機器の普及ということになっていくべきだと私は思うんです。

その観点なしに情報機器の普及ということと言うと、ただただ子供たちが情報機器に巻き込まれて、自分があるようでいてない、そういう事態を作り上げていってしまうのではないかと考えます。私は、この場で議論すべきかどうかということではなくて、むしろそういう時代だからこそ、漢字の世界における自分を少しずつ重ねていくように作り上げていく意味で、身体的な漢字の習得というのはきちっと言葉として出していくべきではないかというふうに思います。

それからもう一つ、以前も申し上げましたけれども、常用漢字表の外のところで漢字の自由主義経済みたいなのが爆発的に広がっているわけです。その世界に対してこれまでの手法、アプローチの仕方、つまり常用漢字に対する考え方、語弊はあるんですけども、ある種の制限的な考え方で入ろうとしても、余りにも漢字の自由主義経済の威勢がよすぎて、はねのけられちゃうだけです。そういう手法、アプローチの仕方を常用漢字表の外の世界に当てはめようとする自体が、かなり無理があるのではないかなという気がするんですね。むしろ基本的には自由主義経済なんですから、それはそれで基本的に展開させながら、ただその中で漢字をどういうふうに使いこなしていくか、手なづけていくかという、漢字との付き合い方を提言として出していく方がむしろ実際的なのではないかと個人的には思っております。それで、以前申しましたが、平仮名に開くとか、逆に漢字で表記するとか、あるいは、ルビを振るとか、本当の意味で漢字を使いこなすような漢字生活の勧めというのを提言していく、そういうアプローチの方が実際的なのではないかなと個人的には考えています。

○阿刀田分科会長

手書きのことについては、この委員会での総論的なことになるのか、多分その背景となる「哲学」というような言葉も先ほど出ていましたけれども、それも含めてある種のビジョンが見えてくるような気もするんです。例えば、なぜこの漢字がこういう成り立ちになっているのかというのは、私たちの持っている言語の根源にかかわる非常に深いものを持っているので、それがポーンと出てしまうということと、一つ一つを手で書きながら、言偏にこういうふうを書いていくと、こういう意味になっていくのかということ、何らかの意味で頭と手が知っていくということは非常に深い意味があると思う

ので、その辺まで含めて、手書きというものはそもそも何かということを究めながら、手書きの重要性をこの委員会の結論として打ち出していくことは望ましいし、やる方法があるのではないかと思います。

ただ、今取りあえず資料2の「漢字小委員会における論点の整理－2」を見ていて、固有名詞の扱い方をもう少しきちっと我々は考えていった方がいいのではないかなと思うんです。固有名詞を取り除くと、J I Sの漢字であろうと、常用漢字であろうと、あるコンセンサスにたどり着くことはできるんじゃないかというような気もするんですね。普通に使っていくときどういう字を使っていたらいいかというのは、そんなに難しい議論じゃないかもしれない。漠然と感じていることですがね。ただ、固有名詞が入ってくると、途端に漢字の問題はものすごく難しくなっていくので、固有名詞をどう考えていくかということは、この委員会として、早急に一つの方向性を持たせた方がいいのではないのかなということを感じております。